

岩見沢市 パートナーシップ 宣誓制度

岩見沢市では、性の多様性を認め、互いの個性や人権を尊重し、自分らしく暮らせるまちの実現を目指して、パートナーシップ宣誓制度を開始します。

令和5年
(2023年)
2月1日
スタート



パートナーシップ宣誓制度とは？

一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において互いに支え協力しあう関係であることを市に宣誓し、市がパートナーシップ宣誓書受領証等を交付するものです。



性的マイノリティとは？

「身体の性」と「心の性」が異なる人や、「性的指向」が必ずしも異性ではない方等。性のあり方は個性と同じように様々です。

LGBT は、性的マイノリティを表す言葉の一つです。レズビアン(女性として女性が好きな人)、ゲイ(男性として男性が好きな人)、バイセクシュアル(好きになる対象が男性・女性両方の人)、トランスジェンダー(身体の性と心の性に不一致を感じる人)の頭文字を取って組み合わせています。



詳しくは、市のホームページをご覧ください。

市民・事業者等の皆様へ

この制度に法的な効力はありませんが、互いの関係性が認められず、日常生活や様々な場面で生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の困難を緩和し、性の多様性への理解が促進されることを目指すものであります。市民・事業者等の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

宣誓の手続きの流れ



宣誓できる方

全ての項目に当てはまる方が対象です。

- 一方または双方が性的マイノリティの方
- 成年に達していること
- 市内に住所がある又は転入予定の方
- 双方に配偶者(事実婚を含む)がないこと
- 宣誓する相手以外とパートナーシップ関係にないこと
- 双方が近親者ではないこと

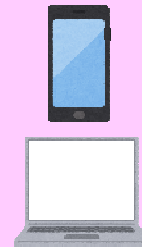
必要書類

お一人各1通ずつご用意ください。

- ① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)※同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通
- ② 配偶者がいないことを証明する書類(3ヶ月以内に発行された戸籍抄本または独身証明書)
- ③ 本人確認書類(マイナンバー、旅券、運転免許証等)

① 事前予約

宣誓を希望する7日前まで(土日、祝日、年末年始を除く)に、電話、Eメール、専用フォームから予約を行ってください。
電話受付は、平日午前9時から午後5時30分までです。
メール・専用フォームは24時間受付ですが、ご連絡は翌日以降になる場合があります。



↑専用フォーム

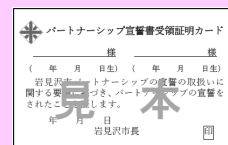
② パートナーシップ宣誓書の提出

予約した日時に必要書類を持参して、市民連携室 男女共同参画担当(本庁舎2階 21番窓口)までお二人でお越しください。個室で対応いたします。
必要書類確認後、職員立ち合いのもと、宣誓書に署名し、提出していただきます。その後、受領証等の交付日時の調整をします。



③ 宣誓書受領証等の交付

約1週間後、宣誓書受領証と受領証明カード、宣誓書の写しを交付します。



お問い合わせ先

岩見沢市 市民環境部 市民連携室 男女共同参画担当

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1-1-1

TEL : 0126-35-4271 (直通) (受付 平日 9:00~17:30)

FAX : 0126-23-9977

E-mail : danjo@i-hamanasu.jp

